

那覇市公報

第 1 8 0 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例（法制契約課）…………… 2052

◇告 示◇

○那覇市松山公園文化交流施設指定管理者の指定について（公園管理課）… 2054

○令和 3 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)（財政課）…………… 2055

○令和 3 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)（財政課）…………… 2056

○市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示について（こどもみらい課）…………… 2057

◇公 告◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 2058

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 2059

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…… 2064

○地籍調査による筆界案の作成について（技術総務課）…………… 2066

◇監査委員公表◇

○那覇市職員措置請求監査結果について（公表）…………… 2067

○令和 3 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）…………… 2078

条 例

那覇市条例第 1 号
令和 4 年 1 月 20 日
公 布 済

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項の個人識別符号をいう。</u> (3)～(6) 〔略〕 (7) 国等 国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。 (8)～(13) 〔略〕	（定義） 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項の個人識別符号をいう。</u> (3)～(6) 〔略〕 (7) 国等 国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。 (8)～(13) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 534 号

令和 4 年 1 月 12 日

掲 示 済

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者の指定について

那覇市松山公園文化交流施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、令和3年11月那覇市議会定例会において同意が得られましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市松山公園文化交流施設
所在地 那覇市久米2丁目29番19号
那覇市久米2丁目30番6号
那覇市松山1丁目17番64号

2 指定管理者となる団体

名 称：沖縄華僑華人PMコンソーシアム
所在地：那覇市首里末吉町4丁目1-22
代表者：会長 東江芝軍

3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

那覇市告示第 565 号

令和 4 年 2 月 1 日

令和 3 年(2021年)11月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 7 号)

令和 3 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 7 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,912,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,899,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		54,388,951	2,884,313	57,273,264
	2 国庫補助金	14,787,026	2,884,313	17,671,339
20 繰越金		7,629,552	28,160	7,657,712
	1 繰越金	7,629,552	28,160	7,657,712
歳 出 合 計		174,987,138	2,912,473	177,899,611

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		86,695,908	2,912,473	89,608,381
	1 社会福祉費	29,186,758	42,013	29,228,771
	2 児童福祉費	32,495,033	2,870,460	35,365,493
歳 出 合 計		174,987,138	2,912,473	177,899,611

那覇市告示第 566 号

令和 4 年 2 月 1 日

令和 3 年 (2021 年) 11 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 8 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 8 号)

令和 3 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 8 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,842,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 180,741,911 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		57,273,264	2,842,300	60,115,564
	2 国庫補助金	17,671,339	2,842,300	20,513,639
歳 出 合 計		177,899,611	2,842,300	180,741,911

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		89,608,381	2,842,300	92,450,681
	2 児童福祉費	35,365,493	2,842,300	38,207,793
歳 出 合 計		177,899,611	2,842,300	180,741,911

那覇市告示第 567 号

令和 4 年 2 月 1 日

市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示について

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年那覇市規則第50号）第3条の規定に基づき、市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

根拠となる条例等の名称	条項	手続き等の名称	使用開始日
子ども・子育て支援法	第21条	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込	令和4年2月10日

公 告

那覇市公告第 497 号

令和 4 年 1 月 12 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 8・7・那10号東門川・仲之川線ほか14路線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和4年1月12日～令和6年3月31日

那覇市公告第 508 号
令和 4 年 1 月 17 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和3年12月27日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 平和交流・男女参画課	電話861-5195		
個人情報管理責任者	平和交流・男女参画課長			
業 務 の 名 称	那覇市総務部指定管理者選定委員会の運営に係る業務			
業 務 の 目 的	総務部の所管する公の施設の指定管理者の選定について審議する。(対象施設：鏡水ふれあい会館、ともかぜ振興会館、宇大嶺自治会館)			
個人情報の対象者	那覇市総務部指定管理者選定委員会 委員			
業務の開始年月日	令和4年1月14日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ そ の 他 (電話番号、メールアドレス)	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ そ の 他 (所属機関、団体名)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 支持政党 ☐ 趣味嗜好 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(那覇市総務部指定管理者選定委員会開催時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年1月13日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 ハイサイ市民課 電話 2 2 2 6		
個人情報管理責任者	ハイサイ市民課長		
業 務 の 名 称	おくやみコーナー窓口業務		
業 務 の 目 的	死亡に関する様々な手続について、「おくやみコーナー」でまとめて受付及び申請書作成補助、各窓口案内を行うことで、遺族の負担軽減を図る。		
個人情報の対象者	死亡した那覇市民の遺族		
業務の開始年月日	令和4年1月19日（予定）		
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()
	心 身		思想・信条等
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()		☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
	その他		上記事項を扱う理由
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(おくやみコーナーへの利用予約時)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止)・変更届出書

令和3年12月27日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部平和交流・男女参画課			電話861-5195
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年12月27日	
業務の名称及び 開始年月日	那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者の指定 平成24年1月31日			
廃止又は変更の 理由	那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者の選定は、那覇市総務部指定管理者選定委員会で行うこととなったため。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
備 考	那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者選定委員会の設置は、那覇市鏡水ふれあい会館条例に定められていたが、同条例の一部改正（令和3年12月27日付施行）に伴い、当該設置規定は削除された。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止)変更)届出書

令和3年12月27日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部平和交流・男女参画課 電話861-5195		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和3年12月27日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	那覇市ともかぜ振興会館指定管理者の指定 令和2年1月21日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	那覇市ともかぜ振興会館指定管理者の選定は、那覇市総務部指定管理者選定委員会で行うこととなったため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	那覇市ともかぜ振興会館指定管理者選定委員会の設置は、那覇市ともかぜ振興会館条例に定められていたが、同条例の一部改正（令和3年12月27日付施行）に伴い、当該設置規定は削除された。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 509 号

令和 4 年 1 月 17 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

令和4年1月13日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県 保健医療部 感染症対策課
業 務 の 名 称	緊急事態措置に係る那覇市内の飲食店営業等の情報提供		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和4年1月12日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	市内で営業する飲食店施設の情報（営業所名称、営業所所在地、営業の種類、許可番号、申請者名、代表者役職、代表者名、申請者住所）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会類型事項Ⅰ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	沖縄県における新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項に違反している施設に対する同法第80条の規定に基づく事務に係る照会のため、当該情報の提供を行う。		
届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課		電話 098-853-7963

那覇市公告第 511 号
令和 4 年 1 月 18 日
掲 示 済

地籍調査による筆界案の作成について

那覇市宇栄原五丁目の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第3項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 土地の所在・地番・地目
那覇市宇栄原5丁目663番4（宅地）
- 2 筆界案を確認することができる場所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所8階 まちなみ共創部 技術総務課
- 3 筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
那覇市役所 まちなみ共創部 技術総務課 地籍調査グループ
- 5 公告期間
令和4年1月19日から同年2月7日まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）
午前9時から午後5時まで
- 6 意見の申出
公告期間内に意見を申し出ることができます。公告期間内に意見の申出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第3項の規定に基づき調査を行います。

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

令和4年1月21日

掲 示 済

那覇市監査委員

渡 口 勇 人

同

宮 城 哲

同

城 間 貞

同

奥 間 亮

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

住民監査請求に係る監査結果

《A 保育園への交付金返還請求及び設置認可取消し措置請求》
（令和3年12月1日請求）

目 次

第1	監査の請求	P 1
1	請求人	P 1
2	請求書の提出	P 1
3	請求の要旨	P 1
4	事実証明書	P 3
第2	請求の受理	P 3
第3	監査の実施	P 3
1	監査対象事項	P 3
2	請求人の証拠の提出及び陳述	P 4
3	監査対象部署に対する調査	P 4
第4	監査の結果	P 5
1	確認した事実	P 5
2	関係法令等	P 6
3	監査委員の判断	P 6
4	結論	P 9

第1 監査の請求

1 請求人

氏名は省略

2 請求書の提出

令和3年12月1日

3 請求の要旨（基本的に「那覇市職員措置請求書」の原文のまま記述しているが、長文であるため、一部省略した。また、保育所名についてはA保育所とし、誤字や条文の誤りについては修正した。）

(1) 那覇市が行ったA保育園への交付金の支給に関して問題があり、ここに監査請求をする。

ア 請求の対象となる執行機関・職員

那覇市長

那覇市こども政策課

イ 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

2019年7月4日ならびに2020年6月15日の交付決定により、A保育園には那覇市および那覇市を通じて計219,022,000円の交付金が支給されている。

ウ 違法又は不当とする理由

交付金支給を決定するための認可審査の過程に問題があるため。

(ア) 保育園建設および開園に関する近隣への説明、同意の獲得に関する確認、審査

近隣17戸には事前に同意をとっているが、東側に隣接する集合住宅計21戸の住人および不動産会社（大家兼管理会社）に対しては事前の説明が行われておらず、当然建設工事および開園に対する承認、同意は得られていない。

保育園は、社会において不可欠な公共性の高い施設ではあるが、幼稚園や病院、消防署、警察署などと並んで騒音を出す嫌悪施設とも認識されており、日本全国で設立、開園の反対運動が行われ、さらには訴訟問題にまで発展し、たびたびニュースなどでも報じられている。このような背景において、保育園を建設、開園する際には、近隣への説明や騒音対策をより慎重に丁寧に行うことが求められ、交付金を受けける施設である以上、それはより重要になると考える。

那覇市私立保育所設置認可等要綱第4条第3項第7号には、考慮する事項として『地域との連携等を図るにあたっての、近隣住民等の

同意の有無』、また那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2第3項には、『児童福祉施設は、児童の保護者及び地域に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない』と記載があるが、当該保育園は隣接する住民の大部分から同意は得ていないどころか説明すら行っていない。認可の決定を受け交付金支給の決定がなされる際、またその後においても、説明責任の履行や同意獲得の有無が確認されないまま交付金が支給されたことは、大きな問題があると考ええる。

市長からの返答には、周辺住民に対しポスティングや看板、さらには訪問により周知を徹底したとあるが、集合住宅の住人や大家が保育園の建設を知ったのは、保育園建設工事が始まった後に建設会社から投函された一枚の簡単なビラによってである。保育園側が説明する事前のポスティングや訪問などの周知行為は、請求者の集合住宅や周辺の住宅では一切行われていない。

請求者は2019年6月の終わりごろに賃貸契約を結び、7月の初めに入居している。

(イ) 建築構造とそれに伴う騒音などの対策に関する住民への説明と同意の確認および審査

防音対策が全く採られていないし、送迎車による騒音等の問題もある。騒音等による影響が大きいと思われる地域住民への防音対策等の説明やそれに対する同意が行われているかを確認する必要があるが実施されていない。

(ロ) 運営者に関する審査とそれによる近隣への負の影響

地域住民をないがしろにし、近隣に与える影響を全く考慮せず、また有効な防音対策も採らないまま運営を行っている運営法人の資質に関する確認、審査が不十分であったと考える。

エ 市に生じている損害

那覇市私立保育所設置認可等要綱第4条第3項第7号ならびに那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2第3項に定める要件を満たしていない保育園に対し不必要な交付金を支出している。

オ 求める必要な措置

那覇市より支払われた保育所等整備交付金1,151,000円（2019年）および6,672,000円（2020年）の返還とそれに伴う認可の取消し

カ 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

保育園が2021年4月開園であったため、また集合住宅の大家である不動産会社に対し説明および承認、同意の確認が行われていないという事実を、

請求者が知り得たのが2021年5月であったため。

4 事実証明書

請求人から、事実証明書として、以下の提出物があった。（それぞれ写し）

- (1) 那覇市宛て令和元年度待機児童解消支援交付金交付決定通知書（令和元年12月17日付け沖縄県知事名）及び那覇市宛て令和2年度待機児童解消支援交付金交付決定通知書（令和2年9月18日付け沖縄県知事名）等
- (2) 「保育園等整備についての近隣住民への説明・同意等状況について」と題された文書
- (3) 写真二葉（建設前の状況等）
- (4) 請求人の相談内容に対する市長の回答文書
- (5) 「A保育園設立準備および地域説明概要」と題された文書
- (6) A保育園周辺の配置図
- (7) 写真五葉（完成後の保育園の状況等）
- (8) 「保育園での一年」と題された文書
- (9) 請求人とA保育園の間で行われた電子メール
- (10) 請求人本人の診断書
- (11) 不動産会社からA保育園園長宛ての「保育園運営時の騒音対策に関するお願い（要望）」と題された文書
- (12) 請求人が那覇市インターネット相談窓口に行った相談内容及び当該相談内容に対する市側回答文書

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する所定の要件を備えているものと認め、これを令和3年12月10日に受理決定し、件名を「A保育園への交付金返還請求及び設置認可取消し措置請求」（以下「本件措置請求」という。）とした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

A保育園に対し、那覇市から交付された那覇市保育所等整備事業補助金（以下「整備事業補助金」という。）1,151,000円及び6,672,000円の支出が、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当し、本市に損害が生じているか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出の機会を設けたところ、請求人から以下の証拠の提出があった。

ア 令和3年12月24日提出

・市長への手紙に関する市役所担当部署とのやり取りメール（写し）

イ 令和4年1月5日提出

・事前説明、周知活動に関する保育園及び市役所からの返信（写し）

・建設会社が工事開始にあたり近隣に配布したビラ

(2) 請求人による陳述の機会を付与し、令和4年1月5日に陳述の聴取を行った。

3 監査対象部署に対する調査

監査に当たり、こどもみらい部こども政策課を対象として関係書類を調査したほか、令和3年12月27日に関係職員に対し出頭を求め、監査委員による調査を行なった。

監査対象部署の説明の概要は次のとおりである。

(1) 整備事業補助金及び設置認可に係る同意状況の確認時期について

整備事業補助金については、その財源に国庫補助金及び県交付金を含むものとなっている。

保育所整備事業については、国庫補助金の内示に係る協議書等の提出前から本市と運営法人との間で調整を開始し、園舎完成まで概ね2年半から3年ほどの期間を要するが、運営法人に対しては、国への協議書等の提出前の早い段階において、那覇市保育所等整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項第4号に規定する隣接する住民等の事前の同意を得るよう求めている。また、整備事業補助金が認可保育園の運営を前提としていることから、この段階において那覇市私立保育所設置認可等要綱（以下「設置認可等要綱」という。）第4条第3項第7号に規定する保育所の位置決定で考慮すべき近隣住民等の同意も求めている。その理由は、当該国庫補助金の内示後に住民の同意が得られず、事業執行が不可能となる事態を避けるためである。

本件保育所等整備事業は令和元年度、令和2年度の2か年事業のため、平成30年度に国へ協議書の提出を行い、国庫補助金の内示を受ける必要があった。そのため、運営法人において、平成30年4月から5月の間に近隣住民や地域自治会の同意を得ており、本市は同年6月までに同意状況の確認を行った。

(2) 同意の有無の範囲について

整備事業補助金及び設置認可に係る同意の有無の範囲については、条例、

要項等において、近隣住民の何割以上の同意を得なければならない、などの明確な基準はなく、地域自治会同意書及び近隣住民の同意状況がわかる資料の提出を求めて総合的に同意の状況を把握しており、近隣住民全員の同意は必ずしも必要ではなく、上記同意状況の確認後に新たに近隣住民となった者の同意も必要ではない。

なお、那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第6条の2第3項の趣旨を踏まえた運用として、運営法人には、上記同意状況の確認後に新たに近隣住民となった者も含め、地域住民に対し保育所の設置や運営に関する周知活動に努めるようお願いしているが、整備事業補助金交付や設置認可に必要な要件ではない。

(3) 整備事業補助金の返還及び設置認可の取消しについて

A保育園に関する整備事業補助金交付手続きにおいて、必要な同意状況の確認後に新たに近隣住民となった請求人らの同意の有無は問題とならず、A保育園に関する整備事業補助金は、那覇市補助金等交付規則及び交付要綱に基づき適切に交付されている。また、交付要綱第16条に返還に関する定めはあるが、本件においてこれらに該当する事実はない。

また、設置認可の取消しについては、設置認可等要綱第21条に定めはあるが、本件においてこれらに該当する事実はない。

第4 監査の結果

1 確認した事実

(1) A保育園に対する2019年7月4日並びに2020年6月15日の交付決定による1,151,000円及び6,672,000円の交付について

A保育園に対しては、整備事業補助金として、令和元年7月4日付け交付決定分32,219,000円（那覇市負担額1,151,000円を含む）を令和2年9月23日に支出し、令和2年6月15日付け交付決定分186,803,000円（那覇市負担額6,672,000円を含む）を、令和2年12月23日に65,512,000円、令和3年3月23日に50,723,000円及び令和3年7月21日に70,568,000円、それぞれ支出している。

(2) A保育園に対する設置認可について

令和3年3月19日付け、運営法人からの児童福祉施設（保育所）設置認可申請書の提出を受け、同年3月31日付け当該設置認可が行われている。

(3) 同意の有無の状況について

交付要綱及び設置認可等要綱で求められている近隣住民の同意については、平成30年4月1日から同年5月18日の間に近隣25件中、17件の同意を得ている。また、同年5月21日に地域自治会の同意を得ている。

(4) 国への協議書提出について

市は、平成31年3月29日付けで、A保育園整備に関し、国（厚生労働省所管）に対し、平成31（2019）年度保育所等整備交付金に係る協議書等を、沖縄県を通じ提出している。

2 関係法令等

- (1) 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第242条第1項及び第2項
- (2) 那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）第6条の2第3項
- (3) 那覇市私立保育所設置認可等要綱第4条第3項第7号
- (4) 那覇市保育所等整備事業補助金交付要綱第7条第1項第4号

3 監査委員の判断

上記の1確認した事実及び2関係法令等を踏まえ、監査委員の合議に基づき、次のとおり判断する。

(1) 期間制限について

住民監査請求の期間制限について、法第242条第2項本文は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない旨規定している。そして、「当該行為のあった日とは一時的行為のあった日を、当該行為の終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日を、それぞれ意味する」と解される（平成14年10月15日最高裁判所判決等）。

本件補助金交付は一時的行為であるから支出日から起算すると、交付金額6,672,000円の支出日は、令和2年12月23日、令和3年3月23日及び令和3年7月21日であり、それぞれ1年経過前に本件措置請求がなされている。しかし、交付金額1,151,000円については、支出日が令和2年9月23日であり、1年経過後に本件措置請求がなされていることになる。

そこで、法第242条第2項ただし書きで規定する期間経過後でも監査請求が認められる正当な理由があるか否かが問題となる。正当な理由の有無は、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべき」である（平成14年9月12日最高裁判所判決等）。

本件において、A保育園側から請求人に対して保育園設置に関する事前の説明はなく（建築業者から工事のお知らせがあったに過ぎない）、請求人を含む近

隣住民に開園挨拶の保育園だよりが投函されたのが 2021 年 5 月 1 日であったことなどに照らせば、A 保育園が認可保育園であることを請求人が知ったのは保育園が開園した 2021 年 4 月以降であり、請求人が居住する集合住宅の大家である不動産会社も保育園設置の同意をしていないことなどを知ったのが 2021 年 5 月であったと認めることができ、それ以前には、請求人が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に整備事業補助金交付等の存在又は内容を知ることができなかつた場合といえる。そして、請求人は、同年 12 月 1 日に本件措置請求をしているから、上記程度に整備事業補助金交付等の存在又は内容を知った後、相当期間内に監査請求をしたといえ、法第 242 条第 2 項ただし書きにいう正当な理由があるといえる。

よって、令和 2 年 12 月 23 日以降に支出された 6,672,000 円はもちろん、令和 2 年 9 月 23 日に支出された 1,151,000 円についても、住民監査請求をすることは許される。

(2) 本件補助金交付が違法若しくは不当な公金の支出に該当するか

ア 請求人の主張

請求人は、A 保育園の設置につき、近隣 17 戸からは事前の同意が得られてるものの、東側に隣接する集合住宅計 21 戸の住人および大家である不動産会社からは事前の同意は得られておらず、隣接する住民の大部分から同意が得られていないにもかかわらず、このような近隣住民等の同意の有無の状況が確認されないまま、A 保育園の運営法人に対し補助金が交付されたことは、設置認可等要綱第 4 条第 3 項第 7 号や条例第 6 条の 2 第 3 項に違反する違法若しくは不当な公金の支出に該当する旨主張していると解される。

イ 整備事業補助金交付において求められる近隣住民等の同意の確認について

整備事業補助金の交付においては、運営法人に対し、交付要綱第 7 条第 1 項第 4 号が「隣接する住民等の事前の同意」を得るようにすることを求め、また、設置認可等要綱第 4 条第 3 項第 7 号が「近隣住民等の同意の有無」を考慮して保育所の位置を決定することも求める旨規定している。これらの条項は、整備事業補助金が国庫補助金を含むものであり、国庫補助金交付の内示を得るための事前申請協議書等に保育所の用地確保や地域住民の同意の有無も記載等する必要があることを前提に、国に協議書等を提出する前の段階で、この時点における地域住民等の同意の状況を確認し、協議書等に反映できるようにするために定められた規定だと解される。そして、那覇市は、かかる地域住民等の同意の状況を確認するため、運営法人等に対し、国に協議書等を提出する前の調整における保育所の位置を決める段階で、その時点における近隣住民への説明・同意等状況についての報告文書及び地域自治会については同意書の提出を求めるなどし、このような提出資料等も踏ま

えてこの時点における地域住民等の同意の状況を確認し、国との協議を行うなどの運用をしている。

ウ 本件補助金交付の違法性・不当性について

本件保育所等整備事業は、令和元年度、令和2年度の2か年事業のため、平成30年度中に事前申請協議書等の提出を行う必要があった。そこで、運営法人は、平成30年4月から5月の間にその時点における近隣住民25件中17件の同意を得たほか、地域自治会からの同意も得た。そして、那覇市は、その頃、運営法人から近隣住民への説明・同意等状況についての報告文書及び地域自治会の同意書の提出を受け、交付要綱や設置認可等要綱で求められている近隣住民等の同意の有無を確認した。その結果、手続きを進めるのに問題ない程度の近隣住民等の同意が得られていると判断し、この位置で保育所を設置する事業計画を進めることにした。その後、さらに必要な調整等の手続きを行い、平成30年度中に国に事前申請協議書等を提出した。そして、国との協議の結果、国庫補助金交付の内示を受けた。

以上の交付要綱や設置認可等要綱で求められている近隣住民等の同意の有無の確認において、特に違法・不当と評価すべき事情は見当たらない。また、その他これらの要綱等に反する事実も認められない。

よって、本件補助金交付をもって、違法若しくは不当な公金の支出ということとはできない。

なお、請求人は、東側に隣接する集合住宅計21戸の住人および大家である不動産会社から事前の同意が得られていないことを問題とするが、当該集合住宅が竣工したのは平成31年2月頃であり、請求人が当該集合住宅に入居したのは令和元年7月からである。他方、本件保育所等整備事業においては、交付要綱や設置認可等要綱で求められている近隣住民等の同意の状況に関する確認は、平成30年5月頃に行われており、この時点では、請求人を含む当該集合住宅計21戸の住人および大家は、まだ近隣住民とはなっていないから、その同意がないことを理由に隣接する住民の大部分から同意が得られていないという主張は認められない。また、請求人は、条例第6条の2第3項の違反も問題としているが、同条項は児童福祉施設に対する抽象的な努力義務を定めるもので、それ自体整備事業補助金交付や設置認可の要件とはなっておらず、同条項を具体化した設置認可等要綱4条第3項第7号の要件は充足している。さらに、請求人は、運営者の資質等に対する審査の不十分さも問題としているが、整備事業補助金交付の根拠規定に基づかない独自の見解と思われ、これによって本件補助金交付の違法性や不当性は認めることはできない。

エ まとめ

以上のとおり、本件補助金の交付において、交付要綱等に反する事実は認められないから、違法若しくは不当な公金の支出があると認めることはできず、請求人が求める交付金返還等の措置請求は認められない。

4 結論

よって、本件措置請求については、理由がないから棄却する。

那 監 公 表 第 8 号

令和4年2月1日

那覇市監査委員	渡	口	勇	人
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	奥	間		亮

令和3年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年度定期監査（工事監査）結果報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査）

第3 監査の対象

工事監査実施要領（平成29年3月27日監査委員決定）及び令和3年度定期監査（工事監査）実施計画に基づき、契約金額が1件2,000万円以上の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等79件の中から以下の3件を選定した。

- 第一牧志公設市場建設工事（建築）
- 令和3年度福州園再整備工事（土木）
- 令和2年度那覇新港ふ頭地区配水管布設工事

第4 監査の着眼点（調査項目）

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項第3工事監査等の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 計画について

- (1) 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- (2) 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- (3) 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

2 設計について

- (1) 事業目的に適合した設計となっているか。
- (2) 法令等に適合した設計となっているか。
- (3) 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- (4) コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- (5) 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

3 積算について

- (1) 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- (2) 歩掛及び単価は適正か。
- (3) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

4 契約について

- (1) 契約の方法及び手続きは適正か。
- (2) 契約締結は適正か。

5 施工及び現場調査について

- (1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- (2) 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
- (3) 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑・手抜き等の工事はないか。

- (4) 法令等を遵守して施工されているか。
- (5) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- (6) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- (7) 現場の安全管理は適切に行われているか。
- (8) 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- (10) 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

第5 監査の主な実施内容

監査は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則に準じ、当該準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査（11月15日から17日まで）を実施した。

なお、実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士（建設部門・総合技術監理部門）を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場を視察し、調査を行った。

また、指摘事項等について対象部署から弁明、見解等の機会を設けたが、申し出はなかった。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期 間 令和3年9月27日から令和4年1月7日まで
- 2 日 程 令和3年11月15日（午後）～令和3年11月16日（午前）（書類審査）
令和3年11月16日（午後）～令和3年11月17日（午前）（現場調査）
- 3 場 所 監査会議室（本庁舎12階）及び各監査対象工事現場

第7 監査の結果

- 1 対象工事全体について
 - (1) 関係書類を審査し、説明者に質問して当該工事の計画、設計・仕様、積算、契約、施工管理・監理等の各段階における技術的事項の実施態様について整合性を調査した結果、おおむね適正である。
 - (2) 積算に関しては、土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）及び建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）並びに沖縄県の実施設計単価表及び工事標準単価表、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切である。
 - (3) 設計図書、その他工事関係書類については、必要かつ十分となるよう様式やチェックシートを定めており、各工事においてこれらを活用しておおむね良好に整備されている。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組

んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切である。ただし、一部に改善を要する指摘事項等があり、これらについては速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、建設業界においては週休2日の確保など働き方改革が喫緊の課題となっているため、発注者としても必要な措置を講じられたい。

各工事の監査結果については、次の「2 各工事について」で述べるとおりである。

（注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする（定期監査実施要領による）。

（1）指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

（2）是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

（3）注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

（4）要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

2 各工事について

○第一牧志公設市場建設工事（建築）

（1）工事担当所管部署

経済観光部 なはまち振興課

（2）工事概要

ア 工事場所 那覇市松尾2丁目10番1号 地内

イ 背景と工事内容

1) 事業目的

本事業は、第一牧志公設市場の建て替えを契機に、県内初となる「食」を中心とした多様な文化を体感できる街歩き拠点としての機能を追加整備し、中心市街地への来場客・観光誘客数の拡大を図ることを目的とした事業である。

2) 建物概要

用 途 : 物品販売業を営む店舗（公設市場）

敷地面積 : 1,775.87 m²

建築面積 : 1,545.21 m²（変更後 1,543.86 m²）

各階床面積 : P H階 180.15 m²

3階 923.91 m²（変更後 738.24 m²）

2階 1,351.88 m²（変更後 1,371.77 m²）

1階 1,469.97 m²（変更後 1,468.78 m²）

地下1階 1,470.35 m²（変更後 1,221.87 m²）

地下2階 181.43 m²（変更後 0.00 m²）

構 造 : 鉄骨造+SRC造

ウ 工事請負会社 國場組・大米建設共同企業体

エ 設計業務委託

基本設計 株式会社国建・株式会社環境設計国建共同企業体

実施設計 株式会社国建・株式会社環境設計国建共同企業体

オ 工事監理 株式会社国建・株式会社環境設計国建共同企業体

カ 当初工期 令和2年6月26日～令和4年2月28日（613日間）

変更工期 令和2年6月26日～令和4年3月31日（644日間）

キ 事業費 設計額 2,653,200,000 円（変更設計額 2,677,400,000 円）

請負額 2,636,700,000 円（変更請負額 2,660,748,200 円）

予定価格 2,653,200,000 円（当初）

落札率 99.4%

ク 工事進捗率 30.0%（計画進捗率 84.2%） 10月31日現在

(3) 総 評

本技術調査では、当該工事に関して提示された書類を確認し、当該工事の計画、設計・仕様、積算、契約、施工管理・監理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。その結果、全般にわたり適切な条件設定、判断が行われており、施工状況や施工管理・監理は概ね良好であると判断された。

現在、本工事の工程は、軟弱地盤対策等を追加で実施したことにより、当初計画より10ヵ月程度遅れている状況にある。今後、地下部の躯体工事の完了後、地上部の躯体工事、内外装工事や建具工事などが予定されている。工種が増え、上下作業にもなるため、現場が錯綜すると想定される。施工現場は、商店街の中にあり、作業スペースも狭いため、完工まで十分な安全管理を継続して頂きたい。また、厳重な工程管理や品質管理を継続して「市民・県民・観光客の交流と学びを育むための那覇の大市場（ウフマチ）」を創造して頂きたい。

なお、個々の調査結果について気付いた点は、各項目の指摘事項等で記述した。

(4) 着手前の技術調査について

ア 計画及び設計について

1) 計画について

第一牧志公設市場は、1950（昭和25）年に開設し、1972（昭和47）年の立替えにより現在の建物となっている。第一牧志公設市場は供用開始から現在に至るまで市民や県民の台所として親しまれてきている中、近年は第一牧志公設市場を拠点としたマチグラー（周辺商店街）が観光地として多くの県外や国外の観光客にも人気のエリアとなっている。

一方、施設の老朽化が顕著となっており、2006（平成18）年度に耐力度測

定調査を実施して以降、地域の意見を踏まえつつ、構想から計画、設計へと検討を進めてきた。

2) 設計について

本事業の設計においては、基本計画や地域の意見を踏まえつつ、機能性、経済性、施工性に対して総合的に最も優れた案となるよう基本設計、実施設計を実施している。これら設計プロセスは適正であり、十分な検討が行われている。

なお、業務委託の受託者、主な適用基準、構造計算適合判定機関、確認申請審査機関等は以下の通りである。

① 設計業務委託の受託者

- ・基本設計 公募プロポーザル方式
第一牧志公設市場再整備基本設計
株式会社国建・株式会社環境設計国建共同企業体
履行期間 平成 29 年 7 月 11 日～平成 30 年 3 月 23 日
- ・実施設計 公募プロポーザル方式
第一牧志公設市場再整備実施設計
株式会社国建・株式会社環境設計国建共同企業体
履行期間 平成 30 年 7 月 31 日～令和元年 6 月 30 日
- ・工事監理 随意契約方式
株式会社国建・株式会社環境設計国建共同企業体
履行期間 令和元年 11 月 21 日～令和 4 年 2 月 28 日

② 主な適用基準

設計業務の主な適用基準は以下の通りであり、最新版を適用することとしている。

- ・建築設計業務委託共通仕様書（沖縄県土木建築部）
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書（沖縄県土木建築部）
- ・沖縄県公共建築物景観形成マニュアル（沖縄県土木建築部）
- ・電子納品に関する手引き（那覇市）
- ・那覇市公共工事等環境配慮マニュアル（那覇市環境部）
- ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省）
- ・公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省）
- ・建築設計基準（国土交通省）
- ・建築構造設計基準（国土交通省）
- ・建築鉄骨設計基準（国土交通省）
- ・建築工事設計図書作成基準（国土交通省）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省）

③ 構造計算適合判定機関 （株）建築構造センター

④ 確認申請審査機関 那覇市まちなみ共創部建築指導課

- ⑤ 地質調査ボーリングについては、実施設計に際して3本実施し、既存建物（旧市場）が立地していることから調査出来なかった2本については、第一牧志公設市場建設工事（建築）において実施することとしている。

イ 設計図書及び特記仕様書について

1) 工事の設計図書

設計図書である発注図面、仕様書、現場説明書、質問回答書は適切に作成されている。なお、見積り参考資料として工事数量総括表も示されている。また、施工条件、積算条件について93件の質問があったが、適切に回答されている。

(7) 指摘事項等（注意事項）

特記仕様書の内容を変更する際、公共建築工事標準仕様書の年度変更など軽微なものとして、メールで済ませたものがあった。軽微なものでもメールではなく、工事打合せ簿など指示書において行う必要がある。

(イ) 指摘事項等（要望事項）

特記仕様書の「①一般共通事項 ⑦施工図等 (3) 施工計画書等の提出時期」において「施工計画書は契約後30日以内」となっているが、一方、「現場説明書」では「その部分の施工にかかる15日前まで」となっている。両者を一体的に理解できるよう特記仕様書の記述を工夫されたい。

(ウ) 指摘事項等（要望事項）

構造特記仕様書の「Ⅱ-2 特記仕様書の取扱い」で提出を求める施工計画書と実際に提出された施工計画書の標題に差異がある。発注者が要求する施工計画書の内容に見合う施工計画書は提出されており問題はないが、特記仕様書の表現を工夫する等の措置を検討されたい。

2) コスト縮減

主なコスト縮減対策として以下の事項が実施されていることを確認した。

- ・汎用建材の使用を増やすことで建設コストの縮減化を図っている。
- ・維持管理のコスト縮減観点からは、LEDの使用などでランニングコストの縮減を図っている。

3) 地域との調和を図った設計

地域との環境・景観の調和に配慮して以下の設計がされていることを確認した。

- ・新市場1階には、マチグラーのにぎわいのある市街地景観に馴染むように外小間を配置するとともに、各通りに多くの出入り口を配置することで、マチグラーとの一体化を図っている。
- ・敷地南側の隣地境界部分に通路があったため、新市場の計画においても、既成利用者に配慮した通路の確保を図っている。

4) 耐震対策

多数の者が利用する市民生活関係施設として、耐震安全性の分類を構造体

Ⅱ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類を基準として設計している。

5) 工期設定について

本工事において、工期は4週6休で設定されている。今後の建築工事では週休2日を前提として工期設定することを検討中とのことである。

ウ 積算について

積算は、下記の基準等に基づき、所管課において適正に算定されていることを確認した。

- ・工事数量は、詳細設計業務委託に含まれ、公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修，平成29年版）に基づき算出されている。
- ・積算基準（歩掛等）は、沖縄県土木建築部建築工事積算基準（平成31年4月版）を適用している。
- ・採用単価は、建築工事標準単価表（沖縄県土木建築部，平成30年10月版）、実施設計単価表（沖縄県土木建築部，平成31年1月）、建築施工単価（2019年春）、建築コスト情報（2019年春）、積算資料（2019年5月）、建設物価（2019年5月）及び業者徴取見積書に基づいて実施している。なお、価格刊行物を採用する場合の単価は2誌の平均値を使用している。また、業者徴取見積書を採用する場合は、異常値を除外した上で最低値を採用しているとのことである。

(7) 指摘事項等（注意事項）

公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項では、「市場における労務及び資材等の取引価格を的確に反映した積算を行う」ことを発注者の責務としている。このため、発注時期に近い単価を採用することが必要となるが、本工事では単価採用時期（令和元年5月）と発注時期（令和2年4月）に1年の差がある。これは、「入札不落2回などにより、その遅れを取り戻すために発注準備期間の短縮を図り、単価見直しの作業を省いたことによる」とのことであるが、法の趣旨から離れた対応となるので、今後改善するようにされたい。

エ 工事の入札及び契約について

1) 入札関係

本工事の入札は、制限付き一般競争入札を適用し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書で合格の通知を受けた者であること、那覇市に本店が有る者であること等を入札参加資格とした結果、入札参加者は2者であり、そのうち國場組・大米建設共同企業体と、令和2年6月26日付けで那覇市議会の議決（同意）を得て、同日付で本契約をした。

契約額は、予定価格に対して99.4%となっている。なお、建設業法第20条第3項に規定されている必要な見積り期間（15日間）は確保されていた。

2) 契約関係書類

契約書類関係は、工事請負契約書（収入印紙確認）、監督員通知、履行保証

等、工事保険等、現場代理人・監理技術者届、着手届、工事工程表、建設業退職金共済金収納書、請求書（前払い金）の書類が適切に作成されていることを確認した。また、現場代理人・監理技術者は、必要な国家資格（一級建築施工管理技士）を取得していることを確認した。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

1) 関係諸官庁への届出書類

道路使用・占用許可、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書、水資源有効利用・節水計画書等は、適切に届出がされている。なお、発注者により届出がされた書類もある。また、琉球石灰岩を使用する場合の出鉱証明書は使用前に届出がされる予定である。

施工体系図・施工体制台帳についても、適切に作成し提出されている。

2) 周辺住民対応及び交通対策

工事着手前には、工事請負業者より、工事内容を記したチラシを周辺の各戸に配布していることを確認した。また、マチグラーとの十分な調整（店舗搬入車両等と工事車両の通行時間調整等）も適切に実施していることを確認した。

3) 施工計画書等

施工計画書については、特記仕様書、現場説明書に基づき、総合施工計画書、既存建物基礎部解体施工計画書、仮設構台施工計画書、山留め工事施工計画書、地盤改良工事施工計画書、場所打ちコンクリート杭施工計画書、土工事・地業工事施工計画書、鉄筋工事施工計画書、コンクリート工事施工計画書等について工事着手前に提出されていることを確認した。今後も工事の進捗に伴って新たな施工計画書が提出されるため、一覧表に整理して提出状況の管理がされている。

また、総合図、施工図は適切に更新され、一覧表に整理して提出状況の管理がされている。

(7) 指摘事項等（要望事項）

総合施工計画書は、大目次と総論では必要事項を満たしているが、記述内容に不十分な点が見受けられる。特記仕様書、現場説明書、質問回答書等で発注者が要求している事項についての実施方針を理解できる記述が必要である。特に、計画工程、現場組織表、安全管理、施工監理計画、交通管理、環境管理など、全体的な工事管理（特記仕様書の一般事項等）や個別の施工計画書で詳述されない事項等については、総合施工計画書において具体性のある記述がされている必要がある。今後、総合施工計画書の細目次を示す、施工計画書記載事項チェックシートを充実する等の措置を検討されたい。

また、施工計画書には頁を付けるよう指導されたい。

(イ) 指摘事項等（注意事項）

施工計画書について、当初、工事着手前に提出されているが、変更指示等に伴う改定の際、その変更に係る工事に着手する前に提出がされていなかった。当該変更に係る工事の着手前までに提出するよう指導・監督されたい。

イ 工程管理

本工事の進捗率は約 30%（予定 84%）であり、この遅れは隣接地地盤対策工事等に時間を要したためである。現場調査時点では、軟弱地盤対策工事が終了し、地下ピットの工事中であった。今後、地下部の躯体工事の完了後、地上部の躯体工事、内外装工事や建具工事などが予定されている。なお、工程遅れに対しては、予算の繰越措置後に工期延長が予定されている。

全体工程の調整を目的として、発注者（市監督員、委託監理者）、建築工事、機械工事及び電気工事の現場代理人、監理技術者で構成される総合工程会議は毎週開催されており、この場において、進捗を確認するとともに、市監督員、委託監理者による立会日程調整、協議事項の打ち合わせなどが実施されている。総合工程会議の後には、建築工事、機械工事及び電気工事別の分科会も開催されており、市監督員は工程状況を把握していることを確認した。

ウ 品質管理

仮設、土工事、薬液改良工事、場所打ちコンクリート杭工事、深層混合処理、鉄筋工事、コンクリート工事について材料品質証明、品質管理結果等に関する書類等の内容を確認した。書類は一覧で整理されており、内容も適切である。

また、監督員による立会確認も適切に実施されている。

エ 出来形管理

原則として建築工事監理指針や建築工事標準詳細図に準じた出来形管理基準により出来形数量等を適切に管理している。

オ 写真管理

工事写真については、各工種別日付別に適切に整理し、管理していることを確認した。また、完成後に不可視となる部分についても写真撮影され適切に管理している。

カ 環境管理

本工事において環境面で以下の配慮がされていることを確認した。

- ・敷地周囲が建築密集地（住宅と店舗）であり、また、人通りも多いことから、工事中の粉じん・騒音対策として、防音シートを隙間なく設置する他、商店街の仮設屋根を設置している。
- ・工事中の振動対策として、既設杭解体時にワイヤーソー切断を採用した。
- ・低騒音建設機械、排出ガス対応型建設機械を導入している。
- ・工事期間中の騒音・振動の測定及び記録をしており、騒音は 85dB 以下、振動は 75dB 以下である。
- ・仮囲いにマチグラーマップ、沖縄県立芸術大学制作の壁面デザインを掲示

するなど周辺との調和に配慮している。

書類に関しては、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書、産業廃棄物管理表（マニフェスト）、建設廃棄物処理委託契約書、建設リサイクル法による通知書を確認した。産業廃棄物管理表（マニフェスト）は適切に保管管理されている。なお、建築物省エネ法による届出、赤土等流出防止条例による届出は発注者においてなされている。

ゆいくる材に関しては、鉄筋（リサイクル品）、スぺーサ（廃プラ）が使用されている。

（7）指摘事項等（注意事項）

総合施工計画書における「再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書」について、「再生クラッシャーラン」の使用を予定しているが、その規格、利用用途や利用量など、必要事項の記載がないので、必要事項はしっかり記載するよう指導されたい。

キ 安全管理

統括安全衛生管理義務者は本工事の統括安全衛生責任者が指名されている。

安全衛生工程連絡会を週1回、安全衛生協議会を月1回開催している。議事録により元請負者、下請負者が出席し、工程、安全、工事内容の連絡、協議を行っていることを確認した。

また、安全パトロール、新規入場者教育、危険予知活動、安全衛生協議会の議事録、安全訓練等の実施状況を確認した。さらに、熱中症対策、新型コロナウイルス感染症対策も実施されている。

交通安全管理については、搬入・搬出路の要所に交通誘導員を配置するほか、店舗搬入車両等と工事車両の通行時間調整、過積載対策を適切に実施している。

（7）指摘事項等（要望事項）

安全管理は元請負者が統括するため、総合施工計画書には、安全衛生協議会の組織、日常安全活動、安全管理活動サイクル、教育計画、建設機械点検、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に係る安全データシート（SDS）など、具体的な取組み内容について記載されるよう検討されたい。また、交通安全管理について別章を設けて記載されるよう検討されたい。

ク 工事監理

市監督員は、工事請負業者が行う全体工程会議（週1回）に出席し、施工状況の把握に努めている他、立会・段階確認が計画的に実施されていることを確認した。また、施工における指示や協議等は、適切に実施されており、工事打合せ記録等の書類として、整理されている。

なお、既済部分検査は実施されているが、技術検査は工事完成時に実施され、工事成績評価が実施される予定である。

施工者において実施している事項で評価できる創意工夫は以下の点とのこと

である。

- ・環境面での配慮事項（粉じん・騒音対策等）を実施している。
- ・地盤対策（シートパイルへの止水材塗布及び地盤改良工事の追加）を提案し、適切に実施している。
- ・周辺住民対応・交通対策を適切に実施している。

ケ 設計変更

工事による隣接地への影響を最小限とするため、地盤改良工事等の地盤対策を追加し、地下躯体を縮小する等の設計変更を行っている。設計変更に当たっては、必要な追加対策を実施する一方、建築物の必要機能を維持する範囲での規模縮小をするよう、設計者も加えて検討し、内容を決定している。変更後の工事開始前には、設計変更に係る協議・指示が適切に行われていることを確認した。

(6) 現場調査

ア 現場施工状況

現在、施工現場は、軟弱地盤対策工事、基礎工事が完了し、地下ピットの工事が行われている状況である。今後、躯体上部の工事や建具・内外装を予定している。

建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済加入票、施工体系図、工事看板等の掲示物は、工事関係者及び公衆の見やすい位置に設置されており、取り付け状態も良好であることを確認した。また、周辺住民への周知・掲示、粉塵・騒音対策、交通安全対策、美化対策も適切に実施されている。現場事務所は近傍のビルに設置されており、監督員事務所も併設されている。市監督員は、現場代理人及び監理技術者と適切に連絡を取り合っており、定期的に施工状況を確認している。良好な現場状況であることが確認できた。

工事現場のマチグラーとの調和に留意して、作業時間を厳格に管理する他、沖縄県立芸術大学制作の壁面デザインを掲示する等の美化対策清掃活動を実施していることを確認した。今後、創意工夫や地域貢献を実施した状況については、実施報告書として受注者より提出されとのことである。

イ 調査時の状況写真



地下ピットの施工状況



構台と隣接地



地下ピットの施工状況



土留め工と防音シート



看板掲示箇所の状況



建設業許可票等の掲示



仮囲と絵画の掲示



アーケード街の粉塵対策



南側隣接地

○令和 3 年度福州園再整備工事（土木）**(1) 工事担当所管部署**

都市みらい部 公園管理課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市久米 2 丁目 29 番地 地内

イ 背景と工事内容

(ア) 事業目的

福州園は、中国福州市との友好姉妹都市締結 10 周年と那覇市制施行 70 周年の記念事業として整備された県内唯一の中国式庭園として、外国人観光客も多く訪れる施設である。一方で、整備から 30 年程度経過し、近隣に大型旅客船バースが整備されるなど、周辺状況が変化する中で、福州園は施設が老朽化しており、ニーズにあった施設への再整備が必要となっている。そのため、平成 30 年度より一括交付金を活用し、夜間ライトアップやイベント会場としての利用を想定した福州園再整備工事を行っている。本工事は、その一環として主に水環境と景観の改善を目的に池の防水工事と植栽剪定を行うものである。

(イ) 主たる工種

- ・防水工（防水シート工 1,324 m²、F R P 防水工 226 m²、石積工 372 m²）
- ・園路等整備工（園内 5 施設の園路等段差解消）
- ・造園工（樹木剪定及び伐採、植栽工）

ウ 工事請負会社 株式会社大宜見組

エ 設計業務委託 株式会社レキオコンサルタント

オ 工事監理 直営

カ 当初工期 令和 3 年 8 月 27 日から令和 4 年 3 月 18 日（204 日間）

変更工期 工期変更無し

キ 事業費 設計額 124,553,000 円（変更設計額 変更無し）

請負額 113,653,100 円（変更請負額 変更無し）

予定価格 124,553,000 円

落札率 91.3%

ク 工事進捗率 実施進捗率 24.7%（計画進捗率 28.1%） 10 月 31 日現在

(3) 総 評

本技術調査では、当該工事に関して提示された書類を確認し、当該工事の計画、設計・仕様、積算、契約、施工管理・監理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。その結果、全般にわたり適切な条件設定、判断が行われており、施工状況や施工管理・監理は概ね良好であると判断された。

現在、本工事の工程は、樹木剪定及び伐採が完了し、桃花溪の整備中であり、予定通りの進捗である。今後、欧冶池や園路等の整備が予定されている。

出来形・品質に加えて出来栄も良い公園に整備され、より多くの市民や観光客に親しまれる公園になるよう整備されたい。

なお、個々の調査結果について気付いた点は、各項目の指摘事項等で記述した。

(4) 着手前の技術調査について

ア 計画及び設計について

福州園再整備事業計画は、整備から 30 年程度経過し、近隣に大型旅客船バースが整備されるなど、周辺状況が変化する一方、施設が老朽化しており、ニーズにあった夜間ライトアップやイベント会場としての利用を想定した施設への再整備を目的として立案された。再整備事業に当たっては、基本計画、基本設計を経て実施設計が実施された。設計は、外構土木、植栽、電気設備、機械設備、建築について一体的に実施されている。

本工事は、外構土木、植栽を対象にした土木工事であり、電気設備、機械設備が別途発注済みである。建築物の修繕工事は今後発注される予定である。

本工事の主要工種である防水工事については、5 案を比較設計し、池については防水シート工法（高機能遮水シート）を、水路については F R P 防水工法を採用している。本事業の計画、設計においては、機能性、経済性、施工性に対して総合的に最も優れた案に決定している。

これら決定プロセスは適正であり、適切に設計業務が進められている。

1) 基本計画・基本設計

- ・平成 28 年度 福州園再整備基本計画策定業務委託
- ・平成 29 年度 福州園再整備基本設計業務委託

2) 詳細設計

- ・平成 30 年度 福州園再整備事業実施設計業務委託
- ・履 行 期 間 平成 30 年 8 月 29 日～平成 31 年 3 月 26 日
- ・競争の方式 制限付一般競争方式
- ・業務受託者 株式会社レキオコンサルタント

3) 主な適用基準は以下の通りである。

- ・都市公園技術標準解説書（国土交通省都市局公園緑地・景観課監修，平成 28 年度版）
- ・水景技術標準（案）解説第 5 版（（一社）日本水景協会，平成 29 年 9 月）
- ・土木設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建築部，平成 30 年 7 月）
- ・土木工事設計要領【共通編】（沖縄県土木建築部，平成 30 年 8 月）
- ・詳細設計照査要領（沖縄県土木建築部，平成 29 年 7 月）
- ・建築設計業務委託共通仕様書（沖縄県土木建築部，平成 23 年 4 月）
- ・建築設計業務委託特記仕様書（沖縄県土木建築部，平成 29 年 5 月）
- ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編（国土交通省営繕部監修，平成 28 年版）

- ・公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編（国土交通省営繕部監修，平成28年版）

イ 設計図書及び特記仕様書について

1) 工事の設計図書

設計図書である発注図面、仕様書、工事数量総括表、現場説明書、質問回答書は適切に作成されている。

2) 工事の特記仕様書

本工事の特記仕様書には、特記事項（施工条件明示）が様式に従って体系的に示されている他、施工条件明示補足事項や環境配慮仕様書が添付されており、必要事項が記載されていることを確認した。

(7) 指摘事項等（要望事項）

接合部検査は、数量総括表に明示されているが、検査方法等がわかるように特記仕様書等に明示するようにされたい。

3) コスト縮減

主なコスト縮減対策として以下の事項が実施されていることを確認した。

- ・現場発生 of 石材を再利用し、処分費を削減している。
- ・現場に搬入路がないため、効率的搬入搬出計画を行い、特定の日に一括して資機材搬入を行い搬入機械の稼働日数を減らしている。
- ・防水工法の選定においては、機能性、経済性、施工性、維持管理等の観点から最良の工法を採用していることを確認した。

4) 環境対策

主な環境対策として以下の事項が実施されている。

- ・夜間のライトアップやイベント会場としての利用を想定した整備計画としている。
- ・現場発生 of 石材を再利用している。
- ・建設機械は、低騒音型・排ガス対策型を使用している。
- ・環境配慮仕様書で配慮事項を示している。

5) 工期設定

本工事において、工期は4週8休で設定されているが、積算では週休2日による補正はされていないとのことであった。

ウ 積算について

積算は、下記の基準等に基づき、所管課において適正に算定されていることを確認した。

工事数量は、実施設計業務委託に含まれ、平成30年版土木工事数量算出要領（案）（国土交通省）に基づき算出されている。

積算基準（歩掛等）は、沖縄県土木建築部土木工事標準積算基準（令和2年9月）を適用している。

採用単価は、沖縄県土木建築部実施設計単価表（令和3年4月）、建築施工

単価（令和3年春）、建築コスト情報（令和3年春）、積算資料（令和3年6月）、建設物価（令和3年6月）及び 業者徴取見積書に基づいて適切に実施していることを確認した。

なお、価格刊行物を採用する場合の単価は2誌の平均値を使用している。また、業者徴取見積書を採用する場合は、3者見積りの平均値を採用している。

エ 工事の入札及び契約について

1) 入札関係

本工事の入札は、制限付き一般競争入札を適用し、令和3・4年度那覇市建設工事業者の土木の格付がB等級(ランク)の者であること、那覇市に本店が有るものであること等を入札参加資格とした結果、入札参加者は3者であり、そのうち株式会社大宜見組と契約を締結している。予定価格に対して91.3%の契約額となっている。なお、建設業法第20条第3項に規定されている必要な見積り期間（15日間）は確保されていた。

2) 契約関係書類

契約関係書類は、工事請負契約書（収入印紙確認）、監督員通知、履行保証等、工事保険等、現場代理人・監理技術者届、着手届、工事工程表、建設業退職金共済金収納書、請求書（前払い金）の書類が適切に作成されていることを確認した。また、現場代理人・監理技術者は、必要な国家資格（一級土木施工管理技士）を取得していることを確認した。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

1) 関係諸官庁への届出書類

道路使用許可、消防署への道路工事届等は、適切に届出がされている。なお、琉球石灰岩を使用する場合の出鉱証明書は使用前に届出がされる予定である。

施工体系図・施工体制台帳については、適切に作成し、提出されている。

2) 周辺住民対応・交通対策

工事着手前には、工事請負業者より、工事内容を記したチラシを福州園周辺の各戸に配布していることを確認した。

3) 施工計画書等

施工計画書については、土木工事共通仕様書（沖縄県土木建築部、令和2年9月）、公園緑地工事共通仕様書（国土交通省都市局公園緑地・景観課、令和3年7月）等の基準に基づき作成され、「施工計画書記載事項チェックシート」により、記載内容の確認が行なわれており、必要な内容が記載されている。

また、施工計画書は、適切な時期に発注者（監督員）に提出していることを確認した。

(7) 指摘事項等（要望事項）

当初の施工計画書では、主要資材の記述漏れや交通整理員の配置図が整備されないなど、記載内容に不十分な点があった。そのため、市監督員の指導等により記載内容が追加され、発注者が要求している事項について、双方が理解できる記述がなされたとのことである。引き続き、適切な施工計画書の作成に取り組まれない。

イ 工程管理

本工事の進捗率は約 25%（予定 28%）で、ほぼ予定通り進んでおり、樹木の剪定・伐採が完了し、桃花溪の整備が進行中である。今後、欧治池の整備や園路、植栽が予定されている。

全体工程の調整を目的として、発注者（監督員）、現場代理人、監理技術者で構成される総合工程会議が毎週開催されており、この場において、進捗を確認するとともに、市監督員、委託監理者による立会の日程調整、協議事項の打ち合わせなどが実施されており、市監督員は工程状況を把握していることを確認した。

ウ 品質管理

樹木剪定・伐採工、池防水工について材料品質証明、品質管理結果等に関する書類等の内容を確認した。樹木剪定・伐採工については、発注図面に従って実施されている。池防水工については、桃花溪の石積みを実施中である。

今後、実施予定の防水シート工については、検査棒挿入試験、加圧試験、負圧試験が実施され、遮水シート現場接合試験管理記録を残す計画となっている。さらに貯水試験も予定されている。

(7) 指摘事項等（要望事項）

品質管理では、防水シート工について記載されているが、他の工種については記載が無い。それは、土木工事共通仕様書にそれら工種の記載がないからとのことであるが、記載のない工種については、公園緑地工事施工管理基準（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成 24 年度版）など他の技術基準等から引用するなどして施工計画書に記載し、実施するよう指導されたい。

(イ) 指摘事項等（要望事項）

段階確認予定一覧表が施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に確認項目、確認時期等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

エ 出来形管理**(7) 指摘事項等（要望事項）**

品質管理と同様に土木工事共通仕様書、公園緑地工事施工管理基準等を引用するなどして、全ての工種毎の管理基準、出来形管理の方法を施工計画書に記載し、実施するよう指導されたい。

オ 写真管理

工事写真については、工事写真管理計画に従って、月1回の進捗状況写真が提出されていることを確認した。

(7) 指摘事項等（要望事項）

品質管理と同様に土木工事共通仕様書、公園緑地工事施工管理基準等を引用するなどして、全ての工種毎の写真管理の方法を施工計画書に記載し、実施するよう指導されたい。

カ 環境管理

本工事において環境面で以下の配慮がされていることを確認した。

- ・現場発生 of 石材を再利用している。
- ・建設機械は、低騒音型・排ガス対策型・温暖化ガス排出抑制対策型を使用している。
- ・環境配慮仕様書で配慮事項を示し、具体的な要求事項を別途指示している。

書類に関しては、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書、建設廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理表（マニフェスト）、建設リサイクル法による通知書等が整備されており、その内容も適切であることを確認した。

ゆいくる材に関しては、再生骨材が使用されている。

キ 安全管理

安全衛生協議会を週1回開催し、元請負者、下請負者が出席し、工程、安全、工事内容の連絡、協議を行っていることを確認した。

また、安全パトロール、新規入場者教育、危険予知活動、安全衛生協議会の議事録、安全訓練等の実施状況を確認した。さらに、熱中症対策、新型コロナウイルス感染症対策も実施されている。

交通安全管理については、資機材搬入箇所に交通誘導員を配置するなどの対策を適切に実施している。

なお、防水シート工の実施前には、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に係る安全データシート（SDS）を受理し、作業者に周知する予定である。

ク 工事監理

市監督員は、工事請負業者が行う総合工程会議（週1回）に出席し、施工状況の把握に努めている他、立会・段階確認及び施工プロセスチェックによる確認が計画的に実施されていることを確認した。また、施工における指示や協議等は、適切に実施されており、工事打合せ記録等の書類として、整理されている。

なお、検査は完成時に技術検査と併せて実施され、工事成績評価が実施される予定である。

ケ 設計変更

現時点において、設計変更に伴う契約変更は実施されていない。

(7) 現場調査

ア 現場施工状況

現在、工事は、樹木の剪定・伐採が完了し施工状況は良好である。桃花溪については石積み工が進行中である。今後、欧冶池の整備や園路、植栽が予定されている。

建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済加入票、施工体系図、工事看板等の掲示物は、工事関係者及び公衆の見やすい位置に設置されており、取り付け状態も良好であることを確認した。また、周辺住民への周知・掲示も適切に実施されている。

現場事務所は、公園を臨める近傍のビルに確保されている。資材は現場に直送して保管されている。

(7) 指摘事項等（注意事項）

桃花溪の石積みにおいては、既設防水シートの上で作業をしている。防水シートを傷めることがないように保護策を講じるよう指導・監督されたい。

イ 調査時の状況写真



桃花溪から南東方向～ガジュマル等の樹木の剪定が終わっている



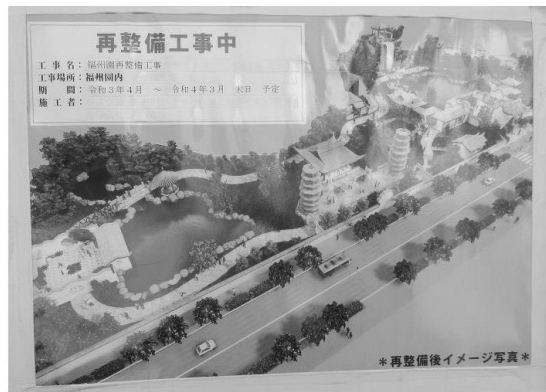
施工中の桃花溪



樹木伐採後の築山



施工予定の欧冶池



再整備後イメージ図

夜間照明・イベント広場を整備予定の東治堂前



工事看板

建設業許可票等の表示

○令和2年度那覇新港ふ頭地区配水管布設工事

(1) 工事担当所管部署

上下水道局 水道工務課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市港町4丁目 地内

イ 背景と工事内容

(ア) 事業目的

本事業は、那覇国際クルーズ拠点整備事業に伴い想定される水需要の増大（船舶給水）に対応し、水の安定供給を図ることを目的として、配水管布設を行うものである。

(イ) 工事概要

・ダクタイル鋳鉄管

GX形 φ250mm L=1,031.02m

GX形 φ200mm L=5.34m

GX形 φ150mm L=22.42m

仕切弁 7基、空気弁 1基、消火栓 5基、仮設PPφ50 L=355m

仮設PPφ40 L=180m、仮設給水 3件

ウ 工事請負会社 株式会社太閤建設

エ 設計業務委託 株式会社三矢コンサルタント

オ 工事監理 直営

カ 当初工期 令和3年4月30日から令和3年12月24日（239日間）

変更工期 令和3年4月30日から令和4年1月31日（277日間）

キ 事業費 設計額 107,580,000円（変更設計額 112,046,000円）

請負額 99,550,000円（変更請負額 103,681,600円）

予定価格 97,800,000円（消費税抜き）

落札率 92.5%

ク 工事進捗率 実施進捗率 68%（計画進捗率 48%）10月31日現在

(3) 総 評

本技術調査では、当該工事に関して提示された書類を確認し、当該工事の計画、設計・仕様、積算、契約、施工管理・監理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。その結果、全般にわたり適切な条件設定、判断が行われており、施工状況や施工管理・監理は良好であると判断された。

現在、本工事の工程は、予定より早く進捗しており、水圧試験に合格すれば連結工事をして、竣工する状況にある。

現場付近は交通量が多いため、引き続き十分な安全管理を継続し、早期に竣工されたい。

なお、個々の調査結果について気付いた点は、各項目の指摘事項等で記述し

た。

(4) 着手前の技術調査について

ア 計画及び設計について

本工事地区に至る水道は北谷浄水場から泊配水池を経て当地まで整備されており、本工事では、那覇港管理組合により整備される第 2 クルーズバースに連絡する配管網を形成するよう 2 つの経路 (A-L I N E、B-L I N E) を整備する計画である。管径は、第 2 クルーズバース引き込み管が 538 m³/日、管径 150mm で予定されているため、将来の周辺水需要を考慮して管径を 250mm とし、延長 1,031.02m の配水管等を布設するよう設計された。これら決定プロセスは適正であり、設計者による成果の照査報告書も作成されており、適切に設計業務が進められている。

1) 詳細設計業務

- ・令和元年度港町・泊地内配水管布設工事設計業務委託
- ・履 行 期 間 令和 2 年 4 月 24 日～令和 3 年 1 月 20 日
- ・競争の方式 制限付一般競争方式
- ・業務受託者 株式会社三矢コンサルタント

2) 主な適用基準は以下の通りである。

- ・水道施設設計業務委託標準仕様書 (日本水道協会, 2010 年)
- ・土木設計業務等共通仕様書 (沖縄県土木建築部, 令和元年 8 月)
- ・水道施設設計指針 (日本水道協会, 平成 24 年 7 月)
- ・水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会, 平成 21 年 7 月)
- ・水道維持管理指針 (日本水道協会, 平成 28 年)
- ・道路構造令の解説と運用 (日本道路協会, 平成 27 年 6 月)
- ・道路土工 構造物技術基準・同解説 (日本道路協会, 平成 29 年 3 月)

イ 設計図書及び特記仕様書について

1) 工事の設計図書

設計図書である発注図面、仕様書、工事数量総括表、現場説明書、質問回答書は適切に作成されている。なお、共通仕様書は、下記の通りであり、これらを前提として特記仕様書が作成されている。

- ・土木工事共通仕様書 (沖縄県土木建築部, 令和 2 年 9 月版)
- ・日本水道協会水道工事標準仕様書 (土木工事編, 2010 年版)
- ・上下水道局工事標準仕様書 (那覇市上下水道局, 2006 年版)

2) 工事の特記仕様書

工事の特記仕様書には、特記事項 (施工条件明示) が様式に従って体系的に示されており、必要事項が適切に記載されていることを確認した。

3) コスト縮減

主なコスト縮減対策として以下の事項が実施されていることを確認した。

- ・埋戻材として、土質試験 (室内 CBR 試験) で確認後に現場発生土を使用し

ている。

- ・維持管理のライフサイクルコスト（LCC）縮減の観点から、GX形ダクタイル鋳鉄管を使用している。

4) 環境対策

主な環境対策として以下の事項が実施されている。

- ・路盤材及び舗装材は、再生材を使用している。
- ・建設機械は、低騒音型・排ガス対策型を使用している。

5) 耐震対策

耐震面からGX形ダクタイル鋳鉄管を使用している。

6) 工期設定

本工事において、工期は4週8休で設定されているが、積算では週休2日による補正はされていないとのことであった。

ウ 積算について

積算は、下記の基準等に基づき、所管課において適正に算定されていることを確認した。

工事数量は、詳細設計業務委託に含まれ、令和2年度水道施設整備費に係る歩掛表請負工事標準歩掛（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、水道事業実務必携）に基づき算出されている。

積算基準（歩掛等）は、令和2年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表（厚生労働省、水道事業実務必携）、令和2年度沖縄県土木建築部土木工事標準積算基準を適用している。

採用単価は、令和2年度水道資材統一単価表（日本水道協会沖縄県支部）、土木施工単価（令和3年冬）、土木コスト情報（令和3年冬）、積算資料（令和3年1月）、建設物価（令和3年1月）及び業者徴取見積書に基づいて実施している。

なお、価格刊行物を採用する場合の単価は2誌の平均値を使用している。

また、業者徴取見積書を採用する場合は、異常値を除外した上で平均値を採用している。

オ 工事の入札及び契約について

1) 入札関係

本工事の入札は、制限付き一般競争入札を適用し、平成31・32年度水道施設工事業者の土木の格付がA等級（ランク）の者であること、那覇市に本店が有るものであること等を入札参加資格とした結果、入札参加者は5者であり、そのうち株式会社太閤建設と契約を締結している。予定価格に対して92.5%の契約額となっている。なお、建設業法第20条第3項に規定されている必要な見積り期間（15日間）は確保されていた。

2) 契約関係書類

契約書類関係は、工事請負契約書（収入印紙確認）、監督員通知、履行保証

等、工事保険等、現場代理人・主任技術者届、着手届、工事工程表、建設業退職金共済金収納書、請求書（前払い金）の書類が適切に作成されていることを確認した。

現場代理人・主任技術者は、必要な国家資格（一級土木施工管理技士）を取得していること、及び JDPA 継手接合研修会受講証を保有していることを確認した。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

1) 関係諸官庁への届出書類

道路使用・占用許可、占用物件協議（上水道、下水道）等について適切に届出・協議がされている。また、琉球石灰岩を使用する場合の出鉱証明書は提出済みである。

施工体系図・施工体制台帳については、適切に作成し、提出されている。

2) 周辺住民対応・交通対策等

新型コロナウイルス感染症緊急事態により工事説明会は実施できなかったため、工事の内容及び断水等について周辺の各戸にチラシを配布していることを確認した。

3) 施工計画書等

施工計画書については、上下水道局工事標準仕様書（那覇市上下水道局、2006年版）、土木工事共通仕様書（沖縄県土木建築部、令和2年9月）等の基準に基づき作成され、「施工計画書記載事項チェックシート」により、記載内容の確認が行なわれており、必要な内容が記載されている。また、施工計画書は、適切な時期に市監督員に提出していることを確認した。

(7) 指摘事項等（要望事項）

水道工事以外の施工管理基準も組み合わせて工種別の施工管理基準を適用することは適切であるが、適用基準には年度を記入するよう指導されたい。

また、施工計画書には頁を付けるよう指導されたい。

イ 工程管理

本工事の進捗率は10月末で約68%（予定48%）であり、予定より早く進んでおり、調査時点では管布設はほぼ完了し、水压試験を残すのみの状況になっている。順調な進捗は、既設管を仮設管に移動したことにより作業効率が上がったこと、早めに工程調整が図られたことなどによる。

全体工程の調整を目的として、市監督員、現場代理人、主任技術者で構成される総合工程会議が毎月開催されており、この場において、進捗を確認するとともに、市監督員による立会・段階確認の日程調整、協議事項の打ち合わせなどが実施されている。また、週間工程会議では、写真提出と打合せが実施されており、市監督員は工程状況を把握していることを確認した。

ウ 品質管理

管布設工、舗装工、消火栓設置工について材料品質証明、品質管理結果等に関する書類等の内容を確認した。書類は一覧で整理されており、内容も適切である。

G X 形ダクティル鉄管の接合試験は良好な結果である。今後の水圧試験をもって最終確認がされる。路床材として使用した現場発生土の再生材、再生材の舗装材、路盤工、舗装工についても管理基準を満足していることを確認した。

(7) 指摘事項等（要望事項）

段階確認予定一覧表が施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に確認項目、確認時期等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

エ 出来形管理

本工事の出来形管理は、水道工事標準仕様書、下水道土木工事施工管理基準及び規格値、土木工事施工管理基準に基づいて実施されており、書類は一覧で整理されており、管理内容も適切である。

オ 写真管理

工事写真については、写真管理計画に従って適切に撮影され、管理しており、週に 1 回、発注者（監督員）に提示されている。また、完成後に不可視となる部分の写真撮影を調査したところ、適切に管理していることを確認した。

カ 環境管理

本工事において環境面で以下の配慮がされていることを確認した。

- ・路盤材及び舗装材は、再生材（ゆいくる材）を使用している。
- ・低騒音建設機械、排出ガス対応型建設機械を導入している。

書類に関しては、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書、建設廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理表（マニフェスト）、建設リサイクル法による通知書等が整備されており、その内容も適切であることを確認した。

キ 安全管理

安全衛生協議会を月 1 回開催し、元請負者及び下請負者が出席し、工程、安全及び工事内容の連絡、協議を行っていることを確認した。

また、安全パトロール、新規入場者教育、危険予知活動、安全衛生協議会の議事録、安全訓練等の実施状況を確認した。さらに、熱中症対策、新型コロナウイルス感染症対策も実施されている。

交通安全管理については、車線規制箇所に交通誘導員を配置するほか、通行時間調整、過積載対策を適切に実施している。

ク 工事監理

発注者（監督員）は、受注者が行う工程会議（月 1 回）に出席する他、毎週の写真提出時の打合せにより施工状況の把握に努めている他、立会・段階確認及び施工プロセスチェックリストによる確認が計画的に実施されていること

を確認した。また、施工における指示や協議等は、適切に実施されており、工事打合せ記録等の書類として、整理されている。

なお、検査は完成時に技術検査と併せて実施され、工事成績評価が実施される予定である。

受注者において実施している事項で評価できる創意工夫は、早目に工程等の協議をして調整を図っていることを確認した。

ケ 設計変更

変更契約は、変更内容及び手続きが適切に行われていることを確認した。

(6) その他

(7) 指摘事項等（要望事項）

完成時の成果品については紙での提出となっているが、今後、電子納品について検討されたい。

(7) 現場調査

ア 現場施工状況

現在、工事はほぼ完了しており、配水管の水圧試験を待つ状況である。配水管の設置状況の確認はできないが、舗装復旧は良好であることを確認した。

建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済加入票、施工体系図、工事看板等の掲示物は、工事関係者及び公衆の見やすい位置に設置されており、取り付け状態も良好であることを確認した。また、周辺住民への周知・掲示も適切に実施されている。

現場事務所は近傍のビル内に設置されており、資材置き場は現場近くに確保されている。資材置き場には、作業員休憩所、資材倉庫、簡易トイレが設置されており、資材管理も適切に行われていることを確認した。

イ 調査時の状況写真



A・B結節点よりALine 舗装復旧後（南方向）



（北方向）



A・B結節点よりBLine 舗装復旧後



消火栓設置箇所とALine 舗装復旧後



工事看板等の表示（全体）



建設業許可票等の表示



工事案内看板

資材置き場での
DX形ダクタイトル鉄管保管状況

